

## 大山普及支所で使用する電気の供給仕様書（低圧電力）

### 1 供給場所

西伯郡大山町所子 5 4 1 - 8

鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所

### 2 供給期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

### 3 仕 様

#### (1) 電気方式等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 電 圧	2 0 0 V
ウ 周波数	6 0 H z

#### (2) 契約電力等

ア 予定契約電力	2 7 k W
イ 使用予定電力量（2 に示す供給期間総計）	1 5, 3 6 0 k W h（1 年当たり 5, 1 2 0 k W h）
	※各月の使用予定電力量は別紙 2 のとおりとする
ウ 予定力率	9 0 %

#### (3) 季節の区分

ア 夏 季	7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間
イ その他季	ア以外の期間

#### (4) 電力量の検針

毎月末日の 2 4 時での自動検針

### 4 電気の供給条件

#### (1) 電気の安定供給

3 の（1）及び（2）に示す電気を供給開始日から安定的及び継続的に供給すること。

#### (2) 障害発生時の対応

障害等が発生した場合には迅速に対応できる態勢を構築すること。

#### (3) 託送供給等約款等の遵守

旧一般電気事業者を除く小売電気事業者は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいた契約を行うこと。なお、それに基づき需要設備に機器等の付加が必要であるときは、供給事業者の負担で行うこと。

#### (4) その他

その他、定めのない供給条件等については、受注者が定める契約要綱等によるものとする。

## 5 契約後の提出書類

一般送配電事業者と託送供給等約款に基づく契約を行ったことを示す書類の写しを、契約後速やかに発注者に提出する。

## 6 契約電力の変更

契約電力を変更する必要があるときは、協議の上、変更することができる。

## 7 使用電力量の増減

実際の使用電力量は、3の(2)イの予定使用電力量を上回り又は下回ることがある。

## 8 割引制度

受注者固有の割引制度が適用できる場合は、必ず適用すること。

## 9 料金単価の変更

(1) 基本料金単価及び電力量料金単価は、原則変更しないが、市場価格の変動や全国一律の単価変更等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、双方協議の上、決定することができる。

(2) みなし小売電気事業者特定小売供給約款（平成28年経済産業省令第23号）に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金を設定する場合は、経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき定める単価とし、受注者からの文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、発注者は当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

## 10 供給期間中における電気料金の算出方法（1月あたり）

支払金額＝基本料金＋電力量料金－受注者固有の割引額

（消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引（又は力率割増）

電力量料金＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

＊ただし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の設定がある場合は、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を加算

受注者固有の割引額＝受注者の定める計算方式

（上記の各単価には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）

### 1.1 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力がその月の契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、

超過金を徴することができる。ただし、超過金は、9の(1)に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

## 1.2 料金の支払

受注者は毎月の検針値に基づき、10の算出方法により算定した支払金額を発注者に請求することができる。支払方法については、請求書による口座振込とする。

なお、請求書と併せて契約電力、力率、電気使用量及び支払額が分かる内訳を提出する。

## 1.3 その他

(1) 契約電力の単位は、1キロワットとする。

また、使用電力量及び力率の単位は、1キロワット時及び1パーセントとする。

(2) この仕様書及び受注者が定める契約要綱等に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。